

著作権制度の複線化

平成21年1月30日

株式会社スクウェア・エニックス・ホールディングス
代表取締役社長 和田 洋一

はじめに

- I 現行の著作権法の理念と前提
- II デジタル化・ネットワーク化の進展による環境変化
- III 乖離を埋めるには
- IV 著作権制度の複線化—産業財産型コピーと自由利用型コピー

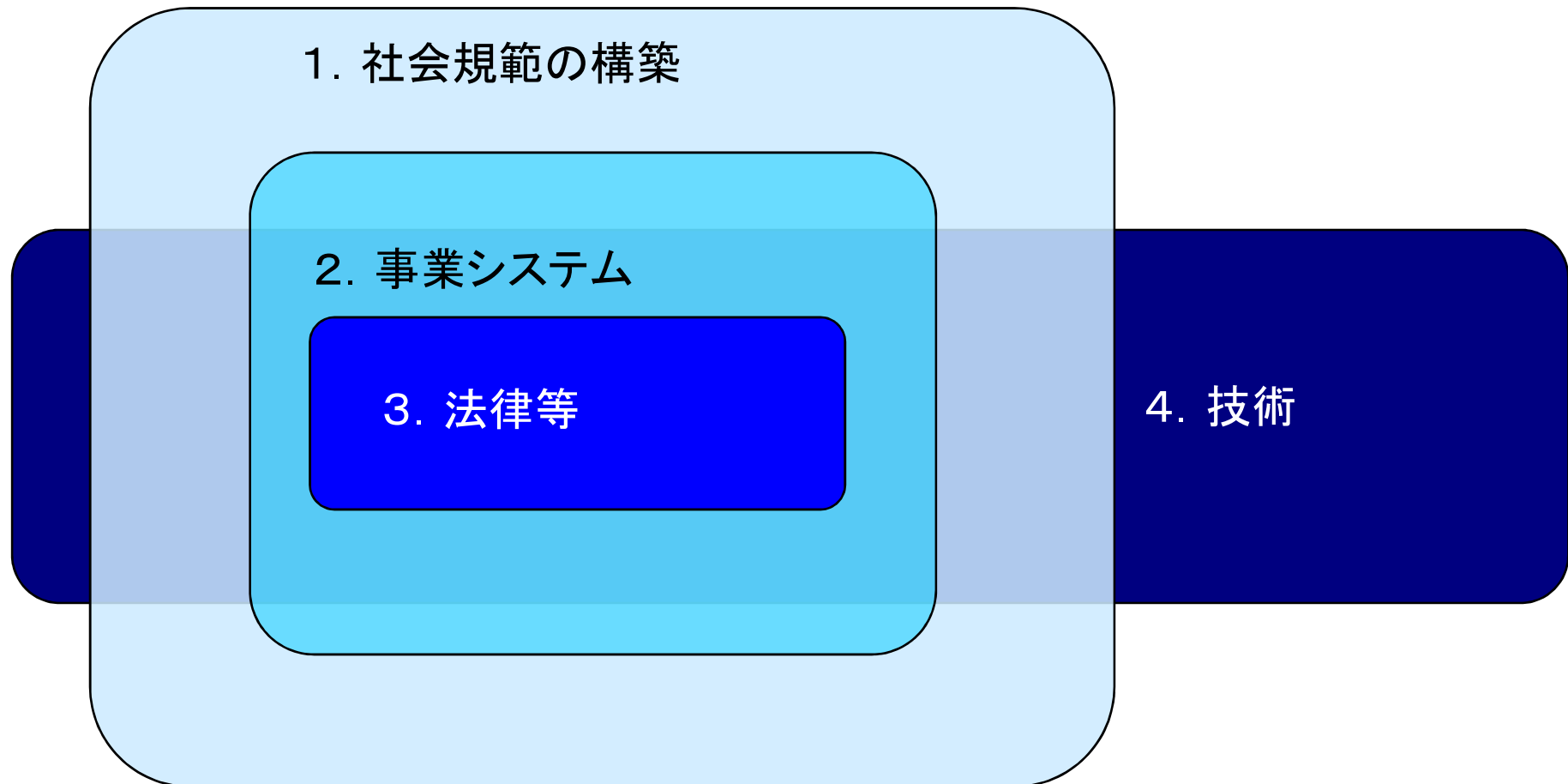
I 現行の著作権法の理念と前提

1. 理念:「著作物等の文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、もって文化の発展に寄与する」
…ビジネスは意識されていない
2. 前提は19世紀的
 - ・創作者は、芸術家
 - ・著作物は一人(or 一人を支える工房)が創作
 - ・著作物は「ひとつ」
 - ・権利は媒体又は流通経路に応じて付与
 - ・権利侵害は限定的

II デジタル化・ネットワーク化の進展に伴う環境変化

- ・ 一般人(含む需要者)の創作への関与
- ・ 集団による創作及び製作活動
- ・ コンテンツは「可変」
- ・ 媒体・伝達手段の個別性からの解放
- ・ 権利侵害が容易

III 乖離を埋めるには(1)



III 乖離を埋めるには(2)

1. 権利侵害への対応

- ・法的手当ての問題ではない。
- ・むしろ、権利行使の実効性確保が問題
(グローバルかつ膨大に生じる権利侵害への対策)

2. デジタル化・ネットワーク化といった環境変化を踏まえての 知の発展、産業振興への方策

- (1) 「集合知」活性化のための利活用促進
- (2) コンテンツ産業振興のための取引円滑化、透明化



- ・法制度の整備が必要
- ・本質的には、権利制限の議論
現行制度でカバーしきれない部分につき、権利者の選択による権利制限を提案

IV 著作権制度の複線化

基本認識:

デジタル化・ネットワーク化の進展に伴い、著作物の創作、利用、流通に関する理念自体が変容

具体的には、従来型の理念に加え、次が登場

- ①従来型の排他的権利の付与ではなく、むしろ、著作物を自由に利活用しあうべき環境の中でこそ、創作活動が促進される、という理念
・・・自由利用型コピーライト
- ②従来の、個別の権利者への権利付与ではなく、むしろ、円滑な利活用と実効的な保護による著作物の財産的価値実現に主眼をおくべき、とする理念
・・・産業財産型コピーライト

IV 著作権制度の複線化

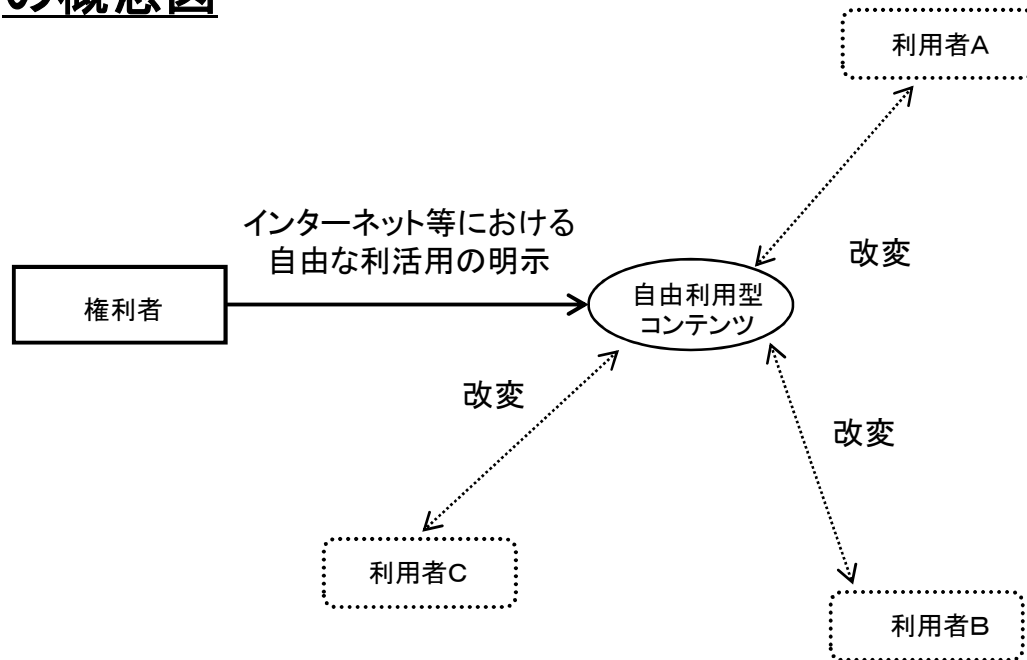
1. 自由利用型コピーライト

- ・権利者の意思にもとづき、他者に対して自由な利用を認めることを明認させた著作物
- ・イメージとしては、クリエイティブコモンズなど

[ポイント]

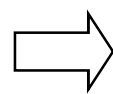
- ・自由利用型コピーライトである旨の明認
- ・基本は、著作権の放棄(全部又は一部)
- ・権利放棄には、禁反言的効果
- ・著作者人格権の不行使
- ・権利者の意思に基づかない、不正投入問題への対応
- ・有償利用への適用可能性あり

自由利用型コピーライト制度 の概念図



〈要件〉

- ①権利者は、自身の意思にもとづき、著作権の放棄(または不行使)を選択する。
- ②権利者は、メタデータの埋め込みなどの方法により、自身の著作物が利用者の自由な利活用を認めた著作物(自由利用型コンテンツ)であることを明示する、など。



多くの利用者によって自由利用型コンテンツの利活用が行われ、新たな創作物が生まれる。

自由利用型コンテンツ： 権利者の意思にもとづき、他者に対して自由な利用を認めることを明認させた著作物

IV 著作権制度の複線化

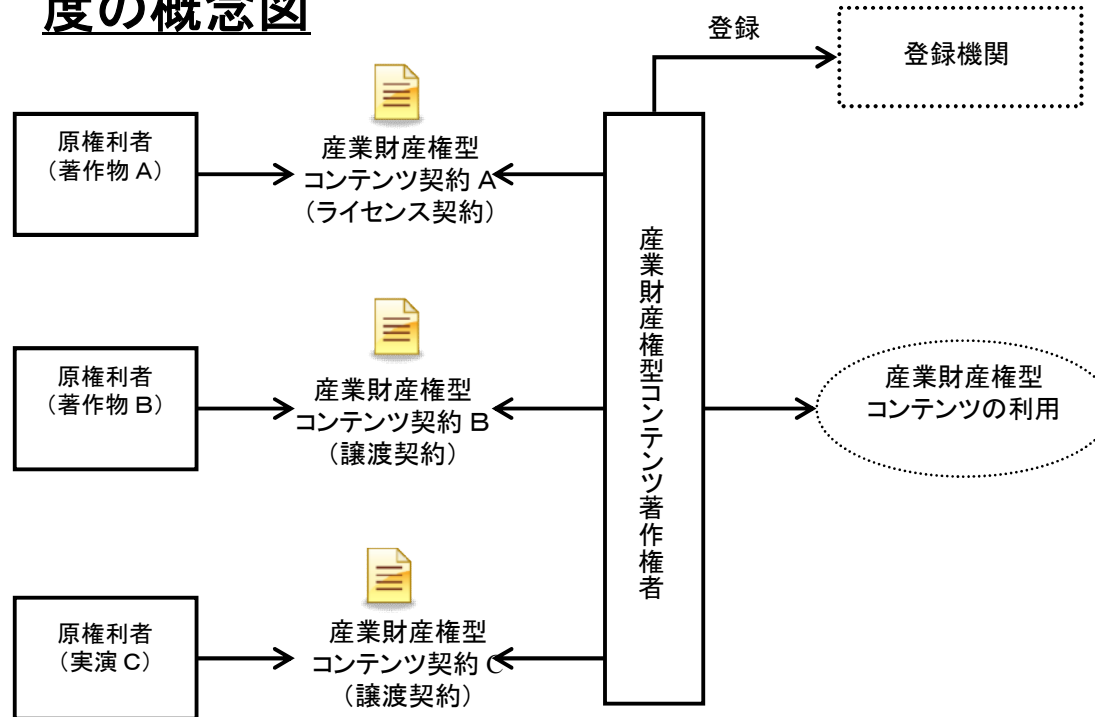
2. 産業財産権型コピーライト

- ・対象となる著作物等
製作者が経済的投資を行い、多数の創作者等(原権利者)が関与し、その創作・実演等を利用して産業的に製作される著作物等(例:映画、レコード、ビデオゲーム等)

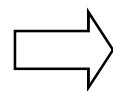
[ポイント]

- ・原権利者－製作者間は当事者の契約で処理
- ・当事者間の契約で処理できない部分を手当て
例:ライセンスの対抗力、権利証明など
- ・現行著作物と異なることを示すため、効力発生要件としての登録制度など

産業財産権型コピライト制 度の概念図



- 〈要件〉
- ①原権利者(創作者)と産業財産権型コンテンツ著作権者との間で産業財産権型コンテンツ契約が結ばれ、基本的な権利処理とともに産業財産権型コンテンツ著作権者へ著作権を一元化することについて合意。
 - ②産業財産権型コンテンツ著作権者は、産業財産権型コンテンツ契約の概要を登録する、など。



産業財産権型コンテンツ著作権者への権利の一元化により、
コンテンツビジネスの円滑化が可能となる。

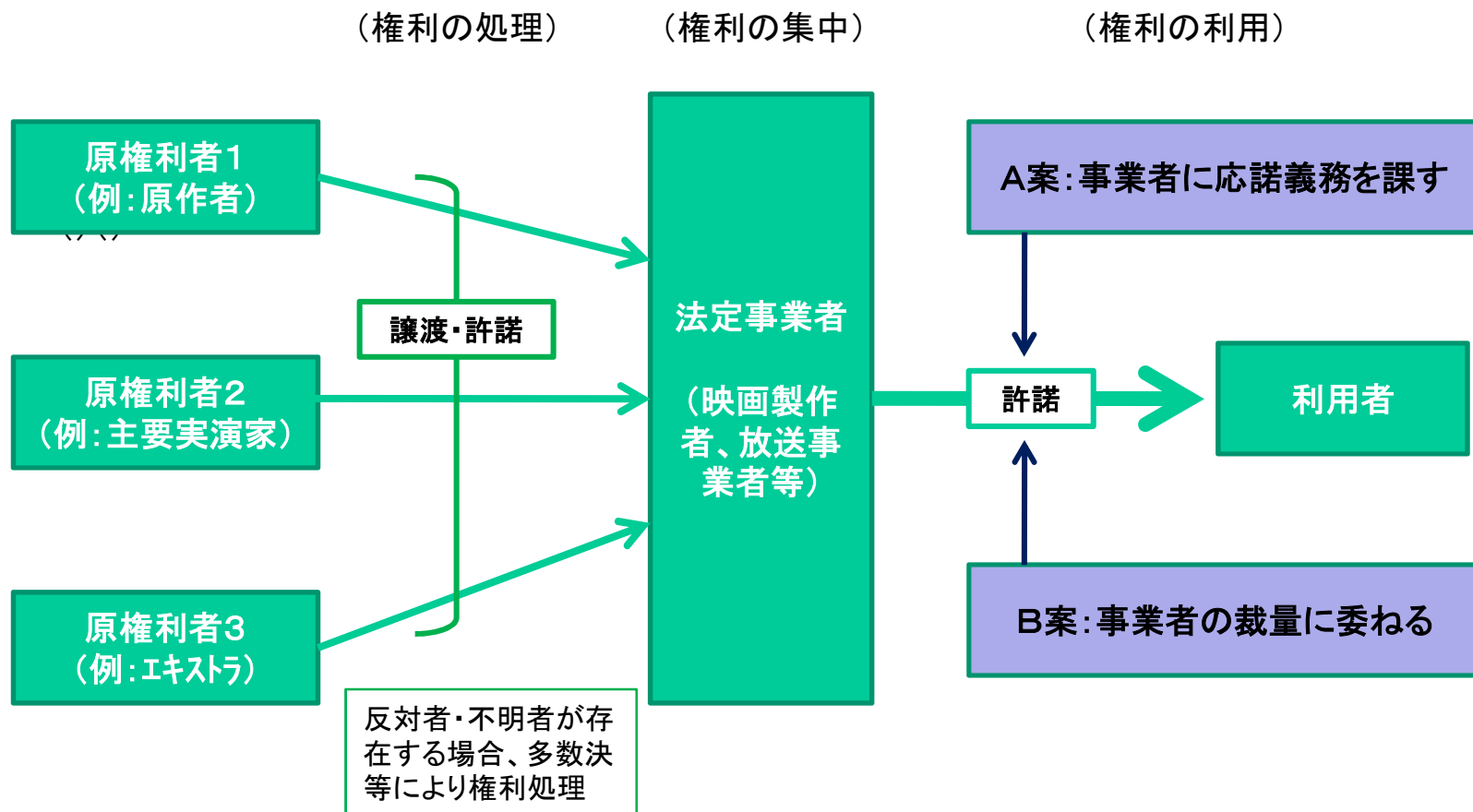
産業財産権型コンテンツ： 製作者が経済的投資を行い、多数の創作者等が関与し、その創作・実演を利用して産業的に利用される著作物等

IV 著作権制度の複線化

3. 実効性の確保

- ・基本的には、技術的保護手段+ISP等の管理者との協力
- ・ISP等の管理者との協力は、グローバル展開が必要
- ・政府に期待することは、
 - ①後方支援
 - ②これらでカバーできない部分について、法制度の整備(著作権法、不正競争防止法など)
 - ③グローバルな協力体制の構築

(参考) デジタル・コンテンツ利用促進法制試案の概要



産業財産権型コピーライト
権利処理は、個々の原権利者と法定事業者の契約による。

産業財産権型コピーライト
権利の利用は法定事業者に委ねる。